

保険証(被保険者証)について

こくほに加入すると、保険証(被保険者証)が交付されます。保険証は、こくほに加入していることを証明し、病院などを受診するときに保険の適用を受けるための証明書となります。

交付されたら記載内容を確認、大切に取扱いましょう。

なお、令和6年12月に保険証が廃止され、マイナンバーカードを保険証として使用していない方に対し、資格確認書が交付される予定です。

●病院などにかかるときは

病院などの窓口で、必ず保険証を提示しましょう。かかった医療費の一部を負担することで、診療を受けることができます。

※医療機関で支払う一部負担金の割合は、年齢などによって異なります。詳しくは9ページをご覧ください。

●紛失した場合は

紛失したり、破れて使えなくなったときは、本人確認ができるものを持って、市区町村のこくほの窓口で再交付の申請をしてください。

●保険証の返還

こくほの資格がなくなったときは、必ず保険証を市区町村のこくほの窓口に戻しましょう。

※こくほの資格がなくなったあとで、こくほの保険証を使用して病院などを受診した場合には、こくほが負担した医療費を全額返還していただくこととなります。

こくほへ返還した医療費は、新たに加入した健康保険へ申請ができますが、医療費の一時的な支払いや手続きのため、経済的、時間的な負担がかかります。



臓器提供の意思表示欄について

保険証の裏面には、臓器提供に関する意思を記載できるようにになっています。

●臓器移植とは

臓器移植は、病気や事故によって臓器の機能が低下したり、機能しなくなったりした人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療です。



●意思表示欄には

次の1～3の事項が記載され、そのうち自分の意思にあう番号をひとつ選び「○」をつけます。

- 1 私は、脳死後および心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。

意思表示欄への記入について

臓器提供意思表示欄への意思表示は、任意であり、記入を義務づけるものではありません。ご家族などと話し合っ、臓器提供についての意思表示をしておきましょう。また、記入内容は変更することができます。